

## 令和元年度 高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業 実施要項

### 1 目的

県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「高等教育機関」という。）の学生が、近年増加傾向となっている高齢消費者被害防止を啓発する寸劇出前講座を企画し、地域の老人会等で披露することにより、被害の未然防止を図るとともに、学生の消費者教育に関する理解を深める。

### 2 実施主体・対象事業

#### (1) 実施主体

本事業の実施主体は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- ①高等教育機関のゼミナールやサークルであること
- ②代表者は教員とし、学生の寸劇制作を指導すること

県は、本事業にかかる必要な経費を、実施主体に委託料として支払う。

#### (2) 対象事業

##### ①寸劇のテーマ

高齢消費者被害の防止として、次の手口のいずれかを含めた内容とする。

- ・電話勧誘（振り込め詐欺、還付金詐欺等）
- ・架空請求
- ・訪問販売
- ・催眠商法
- ・その他の悪質商法

##### ②活動内容

- ・6月及び8月に県が実施する研修を受講すること
- ・高齢消費者被害防止を啓発する15分程度の寸劇を制作すること
- ・制作した寸劇を、県内市町の老人会等へ出向き、3回（施設）以上公演すること  
※公演先は、県と実施団体が協議のうえ決定。
- ・大学祭等の学内イベントを活用し、本事業について発表し、学内でも消費者トラブルの啓発に努めること
- ・事業実施後、県に活動報告書を提出すること  
※様式等は別途指示。

### 3 事業期間

令和元年度1カ年度以内とする。

※事業の流れについては、別添スケジュールを参照

### 4 応募方法・期間

本事業の実施を希望する実施主体は、別紙企画提案書に必要な事項を記載し、令和元年5月14日（火）までに、県（生活安全課）へ応募することとする。

※平成31年は令和元年と記載

## 5 採択件数

3件程度を採択予定

## 6 選定

### (1) 選定方法

県の選定委員会において決定する。

選定結果は応募した実施主体に対して、募集締切日より2週間以内に通知する。

### (2) 選定基準

- ①高齢消費者被害について理解しているか
- ②企画内容は、高齢者にとって分かりやすいものであるか
- ③事業実施にあたっての意欲が感じられるか 等

## 7 委託金額

1 実施主体あたり20万円以内（消費税を含む。）とする。

うち、寸劇制作に係る経費は、原則10万円を上限とする。

## 8 委託方法、対象経費

### (1) 委託方法

県は、実施主体若しくは高等教育機関と委託契約を締結する。

### (2) 対象経費

諸謝金、旅費・宿泊費、消耗品費（衣装・小道具等）、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、会場借上料及びリース料等とする。ただし、備品購入費、飲食費は対象としない。

※その他、上記以外で対象経費として必要がある場合は、その都度県に相談するものとする。

### (3) 委託料の支払

県は、事業の進捗状況に応じて、委託料を支払う。（前金払いを含む。）

## 9 その他

書類の整備等

事業の収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存するものとする。

## 10 受付・問い合わせ先

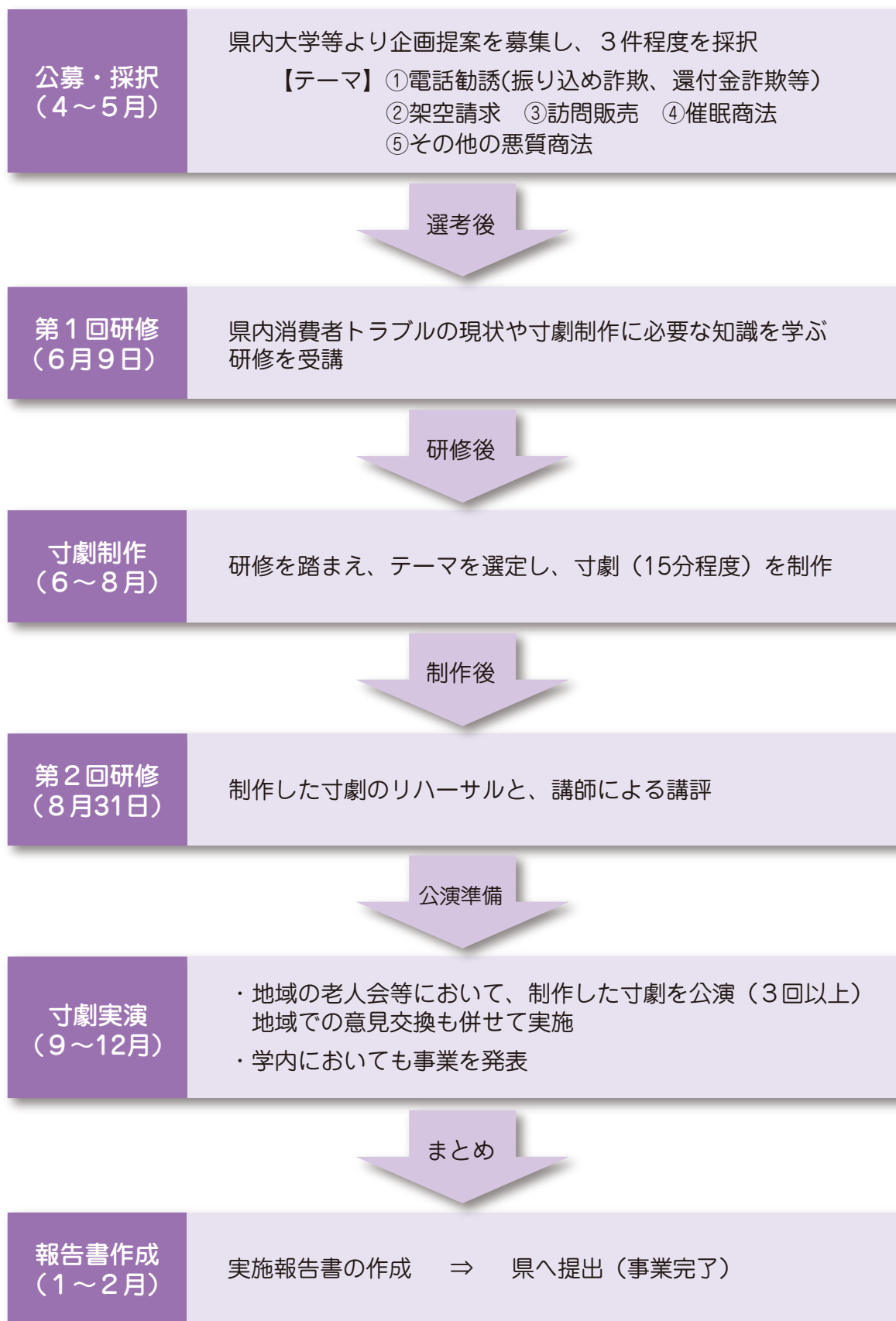
石川県生活環境部生活安全課 消費生活グループ

TEL 076(225)1386

FAX 076(225)1389

MAIL seian-k@pref.ishikawa.lg.jp

## ◆事業スケジュール



## ～高齢者の消費者トラブル防止のため～ わたしたちの見守りが高齢者の消費者トラブルを防ぐ力になります

近年、高齢者を狙った悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。家族や周囲の見守りが高齢者を消費者被害から守ることにつながります。身近にいる皆さんが、高齢者の心強い味方になってあげてください。

### ■高齢者の消費者トラブルの特徴

#### ●だまされたことに気づきにくい

悪質業者はやさしい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれるので、いつの間にか信じ込んでしまい、自分がだまされていることに気がつかないまま契約してしまうケースが少なくありません。

#### ●被害にあっても誰にも相談できない

被害に気づいても「だまされた自分が悪い」と自らを責めて、誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまうことがあります。「迷惑をかけたくない」「人に言うのは恥ずかしい」と話したがない場合も少なくありません。

### ■見守り活動の流れ

#### Step 1 気づき

日頃から高齢者の自宅の様子や言動・態度に、変化や不自然な点がないか気をつけましょう。

身近な高齢者と日頃からあいさつを交わし、コミュニケーションを図ることで、「いつもと様子が違うな」という小さな変化に気づくことができます。

- 不審な契約書、請求書等の書面や、宅配業者の不在通知等はないか
- 大量の商品、工事の形跡等がないか
- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか

#### Step 2 声かけ

少しでも変化に気づいたら、まずはやさしく声をかけてみましょう。

- 「何かお困りのことはありませんか？」
- 「業者から勧誘されていませんか？」

#### Step 3 事実確認

どのようなことがあったのが、事情を聞いてみましょう。

#### Step 4 相談

消費者トラブルに巻き込まれていると思ったら、すぐに相談を勧めましょう。

**消費者ホットライン** い や や **☎188**

お住まいの市町の消費生活センター(相談窓口)につながります。  
(郵便番号をお聞きしますので、事前にご確認ください。)

令和元年度  
学生による高齢消費者被害防止  
寸劇出前講座事業 報告書

令和2年2月発行

発行 石川県生活環境部生活安全課  
石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
076-225-1386

